# 長岡市の部活動の現状

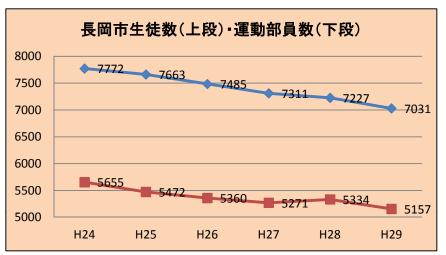
~部活動指導員の配置事業の検討にあたって~

学校教育課

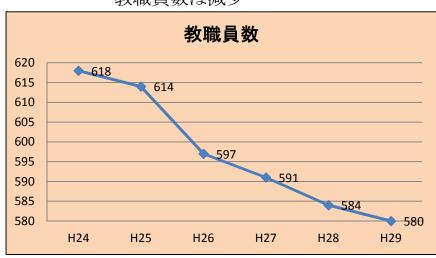
# 長岡市の現状

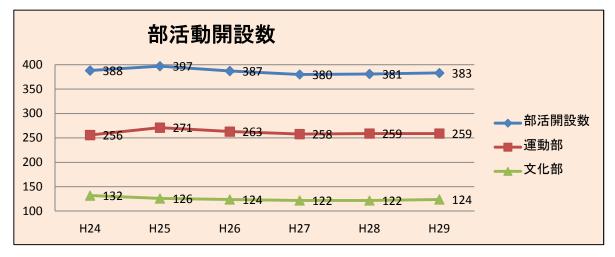
- ・部活動の開設数はほぼ横ばい
- ・教職員数、生徒数、運動部員数は年々減少

生徒数・運動部員数は減少傾向



教職員数は減少



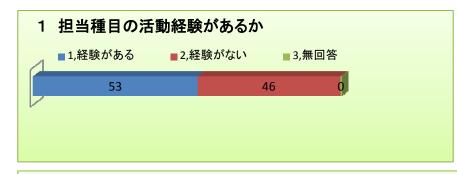


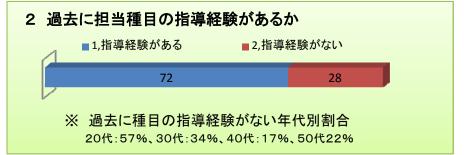
部活動の開設数はほぼ横ばい

### 現状と課題1

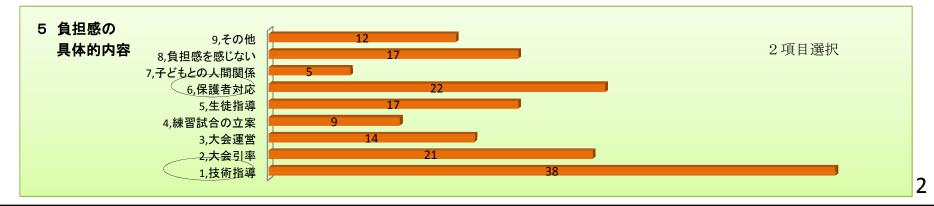
- ・担当種目の活動経験のない教師(指導者)が約半数
- ・担当種目の指導経験のない顧問が約3割
- ・負担感は6割以上が実感
- ・負担感の1位は技術指導、2位は保護者対応

(H29・7 主顧問アンケートより)





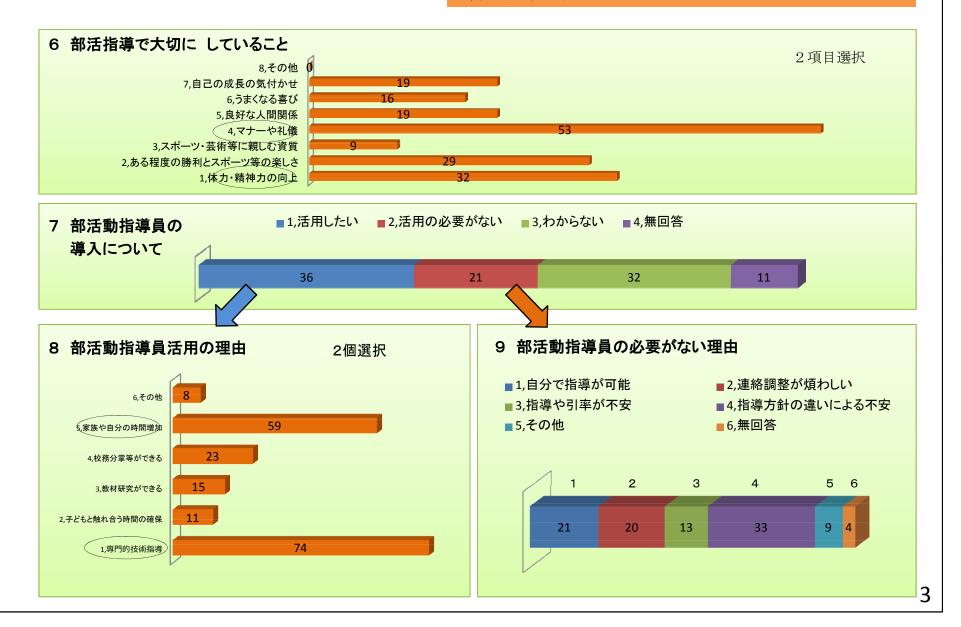




### 現状と課題2

- ・顧問の指導ははマナーや礼儀を重視
- ・部活動指導員の導入は36%が希望
- ・活用理由は、1位:技術指導・2位:余暇時間の確保
- ・顧問は指導方針の一致が不安

(H29・7 主顧問アンケートより)



# 対応策

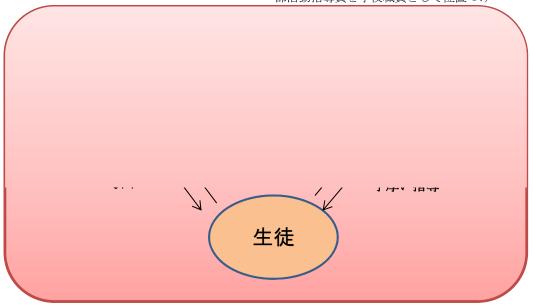
### 国・県・市の動き

長岡市

として

1 部活動指導員の配置(国)

H29・4 学校教育法施行規則の一部改正 部活動指導員を学校職員として位置づけ



2 適切な部活動運営(国・県)

国・県: 部活動の適切な練習時間や休養日の設定など、 適正化を検討中

・国: 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン 29年度末 ・県: 国のガイドラインを踏まえ、県独自のガイドライン 30年夏 3 長岡市の対応策

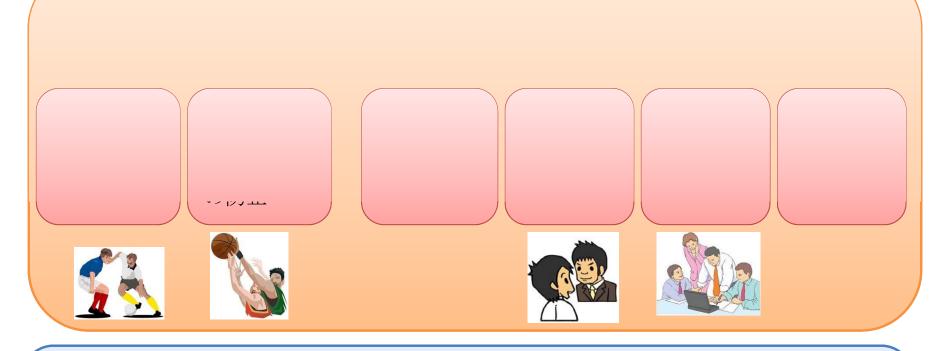
会を開催(8月・10月)

③部活動指導員の導入に向けた検討

※夢づくり推進事業 部活動遠征費補助 適正な部活動について(4月校長会)

# 長岡市の検討状況

H29・8月・10月 校長会との懇談会にて



#### 部活動指導員導入に当たっての課題

学校の教育方針 や、担当教員との 指導方針の一致 学校教育に理解の ある適任者の人材 確保



部活動指導員の 不適切な指導に よる過熱化

# 国:支援策の概要

### 度を配置

4年計画の初年度 :全体の1/4を計上 市町村が事業主体の場合 都道府県が 1/3 市町村が 1/3

都道府県、政令指定都市が 事業主体の場合

2/3を負担

- •報酬費
- 交通費
- 出張旅費

※平成30年度文部科学省概算要求の発表資料 別紙

### 部活動指導員配置促進事業 ~部活動の適正化に向けて~

平成30年度要求額:15億円(配置人数:7,100人)<新規>

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置に係る経費の一部を補助することで、中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。<スポーツだけでなく、文化、科学等に関する部活動についても対象>

#### 現状·課題

◇中学校教諭の部活動に係る1日当たり勤務時間は、土日で1時間4分増加(H18:1時間6分→H28:2時間10分)

(出典)文科省「教員勤務実態調査(平成28年度)」(速報値)

◇中学校の運動部活動担当教員のうち、<u>担当教科が保健体育ではなく</u>、かつ、担当部活動の競技経験がない教員の割合45.9% (出典)(公財)日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)」

#### 対応策

- ◇適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を促す。
  - ⇒「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」策定中
- ◇指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する指導員の配置促進

期待される効果

#### ◇教員の働き方改革

- ・部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒との面談等の時間確保
- ・経験のない競技などの指導による心理的負担の軽減
- ◇部活動の質的な向上
  - ・正しい理解に基づく、技術の向上。
  - ・生徒の能力に応じた適切な練習法の導入
  - ・想定される事故・けがの未然防止





〔部活動指導員の活用例〕



※この他、部活動指導員と教員とが顧問として役割分担を行い、教員の負担軽減を図ることも可能

#### 補助金の概要

- 原則として補助対象は「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に該当する者)を想定
- ○1校あたり3人程度の部活動指導員を計画的に配置(4年計画の初年度:全体計画の1/4を計上)
- ○事業主体:都道府県、市町村※公立の中学校等の設置者(部活動指導員に関する規則等を整備)
- ○補助割合:国1/3 (市町村が事業主体の場合、都道府県が1/3、市町村が1/3を負担。都道府県、指定都市の場合は2/3を負担。)
- ○補助対象経費:公立の中学校等に配置する部活動指導員に対する報酬等、交通費、出張旅費

